

変更・廃止・休止・再開・加算における必要な添付書類一覧（介護予防特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護）

※下記一覧はあくまで参考であり、状況によって追加の書類が必要となる場合もあります。

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類
●印は、加算をとる場合に必要となる書類（加算を取り下げる場合は不要）

Table with columns for '変更等があった事項' and '提出書類', and rows for various application forms like '変更届出書', '指定特定施設入居者生活介護指定変更申請書', etc.

注1) 法人の代表者又は管理者を変更する場合は、変更届出書の「変更の内容」に氏名（ふりがな記載）、生年月日、郵便番号、住所を必ず記載してください。
注2) 兼務関係・住所の変更も届出が必要で、運営規程に兼務関係を記載している場合は、変更した運営規程も添付してください。
注3) この一覧に記載の書類に加えて提出書類があります。詳しくは、市ウェブサイト「【重要】新規指定等における建物の建築基準法及び消防法の適合確認について (ID:1038890)」を参照してください。
注4) 人員変更は特例措置があります。詳しくは、市ウェブサイト「変更届に関する運営規程に記載する従業員の「員数」の取り扱い (ID:1038883)」を参照してください。
注5) この一覧に記載の必要書類とともに、各加算の別紙に記載の添付書類を提出してください。
注6) 市ウェブサイト「介護職員等処遇改善加算について (ID:1074493)」を確認してください。
注7) 休止は、やむを得ず人員基準等を満たさなくなったが、法人として事業継続の意思を有する場合における届出であり、状況によっては当てはまらない場合もありますので十分検討してください。
注8) 市の許可が必要となりますので、事前に相談してください。
注9) 種の承認書の写しについて、混合型特定施設入居者生活介護を行う有料老人ホーム、養護老人ホームのうち、老人福祉法の規定に基づき当該施設が平成18年3月31日時点で届け出ている施設定員数の範囲内で定員増を行う場合は、添付する必要はありません。
注10) 各種変更等により、運営規程の変更が生じる場合は、新旧対照表等とともに添付してください。変更前の運営規程を添付する場合は、変更箇所をマーカーで引く等、変更箇所が分かるようにしてください。なお、変更が生じない場合は添付する必要はありません。
注11) 人員の変更時は変更日から4週間前、加算の届出時は各加算の別紙に記載されている該当月（加算の別紙がない場合は算定開始月）の勤務表を提出してください。
注12) 介護予防サービスを行っていない場合は別紙①を、介護予防サービスを行っている場合は別紙①、⑤を添付してください。なお、住所及び氏名（婚姻等による）の変更のみの場合は、添付する必要はありません。
注13) 同一法人に複数の事業所がある場合は、代表となる事業所の変更届に、法人が運営する一宮市の指定を受けているすべての事業所の一覧を添付してください。
注14) 加算要件を満たす機能訓練指導員の資格証明書を提出してください。
注15) 市ウェブサイト「業務管理体制について (ID:1038877)」を確認してください。
注16) 業務管理体制の届出先が変更となる場合のみ添付してください。
注17) 市ウェブサイト「老人福祉法等に関する届出について (ID:1036841)」を確認の上、高年福祉課へ提出してください。
注18) 法人代表者の住所のみの変更の場合は、添付する必要はありません。

※届出書の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください。